



申告期間中の問合せ先

蒲郡市民体育センター内 申告会場 ☎67♦9757

# 申告は自分で

**市県民税申告・所得税の申告は**  
3月15日(水)まで

## 市県民税

市役所税務課市県民税担当 ☎66♦1116

### 申告の必要な方は

平成18年1月1日現在、市内に住んでいて、次のいずれかに該当する方です。ただし、所得税の申告をした方は必要ありません。

- ① 営業等、農業、不動産、利子、配当などの所得があった方
- ② 公的年金などを受給されている方で次のような方

a 支払先に扶養控除等申告書を提出していない場合

b 社会保険料控除や、生命保険料控除などを受けようとする場合

③ 給与所得者で次のような方

a 平成17年中に退職した場合または2カ所以上から給与を受けた場合

b 雑損控除、医療費控除などを受けようとする場合

c 給与以外に所得のあった場合など

※所得がなかった場合などで申告書を送られてきた方は、申告書裏面の「所得がなかった場合」の記載欄に記入の上、提出してください。

### 申告書の提出先は

市役所税務課または申告会場へ。

### 市県民税申告書作成はご自分で

申告書を書くときは「市県民税申告書の書き方」を参考にしてください。「書き方」は、申告会場または市役所税務課に置いてあります。なお、申告の受付期間・場所は、下の表のとおりです。

◎ 医療費控除を受けられる方は、医療費の明細書の添付が必要です。明細書は、市役所税務課または申告会場にありますので、**事前に記入して申告書とともに提出してください。**また、印鑑、平成17年中の収支の分かる書類、源泉徴収票、控除を受けるのに必要な障害者手帳、医療費や生命保険などの領収書、証明書などもご持参ください。

### 税理士による無料税務相談所

とき 2月16日(木)～3月10日(金)

※土・日曜日は除く  
午前9時30分～正午  
午後1時～4時

ところ 市民体育センター 大会議室

対象者 消費税・地方消費税の確定申告をされる方  
持参するもの 印かん・計算用具・筆記用具・決算書(収支内訳書)・元帳など

市県民税申告受付日程表 (受付時間は午前9時～午後4時)

対象地区	場 所	期 間	<p>〈注 意〉</p> <p>市民体育センター以外の会場では、市県民税申告と所得税の還付申告(確定申告書A)だけの受付となります。</p> <p>市民体育センターで所得税の申告相談をされる方は、3月8日(水)までにお越しください。</p>
相楽・大塚	大塚公民館 (2階 会議室)	3月2日(木)・3日(金)	
三谷・豊岡	東部市民センター (2階 第3集会室)	2月27日(月)～3月1日(水)	
形原・金平・一色	西部市民センター (1階 大集会室)	2月20日(月)～22日(水)	
西浦	西浦公民館 (2階 講堂)	2月23日(木)・24日(金)	
市内全域	市民体育センター (大会議室)	2月16日(木)～3月15日(水) ※土・日曜日は除く	